明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕
○経営力向上に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・総務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通一）　一
〔省　令〕
○高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令（文部科学五）　三
○中小企業等経営強化法施行規則の一部を改正する省令（経済産業一二）　三
○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令（同一三）　三
〔告　示〕
○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（文部科学四一）　四
○男女雇用機会均等対策基本方針を制定する件（厚生労働七二）　四
○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等を定める件（経済産業三五）　五
○電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の効率的な利用を促進するため誘導すべき再生可能エネルギー電気の価格の水準に関する目標を定めた件（同三六）　五
○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第四条第一項の規定に基づき、同法第五条から第八条までの規定による手続を実施する再生可能エネルギー発電設備の区分等を指定する件（同三七）　五
〔官庁報告〕
官庁事項
海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の変更の公表について（農林水産省）　六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　六
特殊法人等
税理士登録者、厚生年金基金解散・清算人就任、企業年金基金設立関係　六
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分、行旅死亡人関係　六
会社その他
会社決算公告　六

府令・省令

内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十三条第一項の規定に基づき、経営力向上に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十九年三月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　山本　有二
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一

経営力向上に関する命令の一部を改正する命令

内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第二号

経営力向上に関する命令（平成二十八年厚生労働省、国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

様式第一を次のように改める。

様式第1

経営力向上計画に係る認定申請書

年　月　日

主務大臣名　殿

住所
名称及び代表者の氏名　印

中小企業等経営強化法第13条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）
1　記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
2　用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

（記載要領）
申請者は以下の要領に従って、経営力向上計画の必要事項を記載し、中小企業等経営強化法第13条第3項の認定要件を満たすことを示すこと。
申請者名は、共同で経営力向上計画を実施する場合においては、当該計画の代表事業者の名称及びその代表者の氏名を記載し、代表事業者以外の経営力向上計画参加事業者については、申請書の余白に事業者名を記載すること。
1　名称等
正確に記載すること。
ただし、法人番号については、個人事業主や民法上の組合等、法人番号が指定されていない者は、記載不要とする。